

お取引先様向け

IMDS 運用マニュアル

第 5.2 版

2024 年 8 月

スズキ株式会社

目次

1. IMDS データの提出依頼	3
1.1 依頼対象	3
1.2 依頼の基本日程	3
1.3 データ提出までの流れ	3
1.4 お取引先様のウィンドウパーソン(連絡窓口)の報告	3
1.5 支給材料及び支給部品のデータの扱い	4
1.6 生産子会社の扱い	4
2. IMDS の入力方法	5
2.1 データ登録において、お取引先様に厳守いただきたいこと	5
2.2 各データの作成方法	6
2.2.1 材料データの作成方法	6
2.2.2 化学物質データの作成方法	7
2.2.3 コンポーネントデータおよびセミコンポーネントデータの作成方法	7
2.2.4 送信先情報の入力	8
3. 拒否理由メッセージについて	10
4. IMDS に関するお問合せ窓口	12
5. 本マニュアルの改訂について	13

1. IMDS データの提出依頼

1.1 依頼対象

- (1) 欧州市場で販売される四輪車、二輪車、船外機、ATV の部品
- (2) 日本市場で販売される四輪車、二輪車、船外機の部品
- (3) 上記以外で、弊社が調査を必要とする機種の部品

1.2 依頼の基本日程

- (1) 新型車やフルモデルチェンジについては、当該機種の量産試作の数ヶ月前頃から、生産部品表単位で全品番一斉に IMDS データの提出を依頼します。提出期日は、部品構成の階層が最上位の品番では依頼日から90日後とし、最上位でない品番の期日は、最上位品番の期日の2週間(14日)前とします。
- (2) 入力依頼後、新規に追加される品番や品番変更される部品は、生産部品表にこれらの品番が登録された時点で提出依頼を行います。
- (3) 尚、弊社での IMDS データを使った法規適合確認やリサイクル可能率等の集計のスケジュールの都合により、一度設定した提出期日を前倒しする場合があります。その際は、電子メールにて、当該部品番号および変更された提出期日を案内しますので、その期日までに対応をお願いします。

1.3 データ提出までの流れ

(1) データの提出依頼

生産部品表に新たな品番が登録された時点で、弊社は、お取引先様のウィンドウパーソン(連絡窓口)へ、納入部品番号・部品名称・提出期限などのリスト※(次ページ参照)を添付し、電子メールでデータの提出を依頼します。なお、依頼は納入品番単位で行います。

また、基本的には色別番号無し品番(末尾-000)で依頼しますので、代表色でのデータ提出をお願いします。色の違いにより含有物質が異なる場合には、必ず環境負荷が高い方のデータを提出してください。環境負荷の高低が判断できない場合は、IMDS 総合窓口にお問い合わせください。

(2) データ入力&データ提出

お取引先様にてデータ入力を行い、弊社へデータを提出してください。

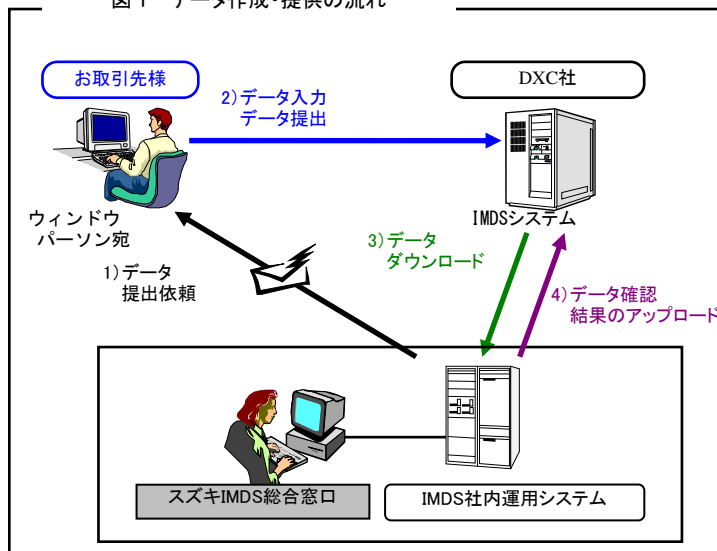
(3) データダウンロード

データを IMDS 社内運用システムにダウンロードします。

(4) データ承認/拒否

データを確認し、問題ない場合は承認します。
データ構成や入力方法の不備など、問題がある場合には、拒否して、訂正を依頼します。

図1 データ作成・提供の流れ



1.4 お取引先様のウィンドウパーソン(連絡窓口)の報告

お取引先様において、弊社から、IMDS データの提出依頼や修正依頼を連絡させていただく窓口を設定ください。弊社の下記のグリーン調達推進係から配布される帳票に、ウィンドウパーソン(連絡窓口)や IMDS での企業IDなど必要事項を入力の上、グリーン調達推進係へ返送してください。

- ・購買管理課/グリーン調達推進係の連絡先
- ・電子メール: greenproc@hhq.suzuki.co.jp 電話: 053-440-2637

※データの提出依頼の電子メールに添付されるリストについて

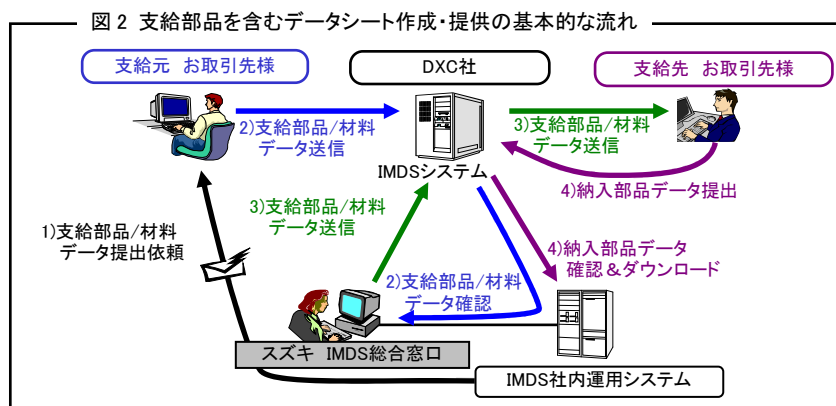
添付されるリストには、対象品番、品名などの他に依頼区分も記載されています。
各依頼区分の詳細は以下の通りです。

表 1 データの提出に関する依頼区分

依頼区分	説明
新規入力	新規に提出依頼をする部品/材料です。 設計変更などにより、品番変更になった場合も含まれます。
入力期日変更	期日の変更を連絡します。記載された期日が新しく設定された期日です。
データ修正	一度承認されたデータに対して、不備が見つかり、データの修正を依頼します。
データ訂正	提出されたデータに対して、問題があったため、受け取りを拒否しました。 訂正理由は、表 11 に記載されたエラーコードを参照ください。 なお、訂正内容は、IMDS 本体の仕様により英文での表記になります。 内容についてのご不明点は、IMDS 総合窓口までご連絡ください。
入力期日間近	提出期日まで 14 日を切ったことを連絡します。
入力督促	提出期日が過ぎていることを連絡します。弊社の社内システム仕様の都合上、データの承認が反映されるまでのタイムラグがあり、承認日の翌日に督促が配信される可能性があることをご了承ください。

1.5 支給材料及び支給部品のデータの扱い

弊社にて、支給元のお取引先様より、支給材料や支給部品のデータ入手します。
その後、支給先のお取引先様へ、そのデータをお送りします。支給先のお取引先様においては、そのデータを使用して、自社の納入部品のデータを作成し、弊社へ提出してください。



1.6 生産子会社の扱い

弊社と MSIL は、生産子会社 (MSC, SIM, SMG, SMIPL) ※を取引先として扱います。生産子会社自身が調達している部品については、生産子会社がお取引先様に IMDS データの提出を依頼し、データの収集を行います。生産子会社は、収集したデータを確認し、承認・拒否を行います。生産子会社は、承認したデータをスズキへ提出します。

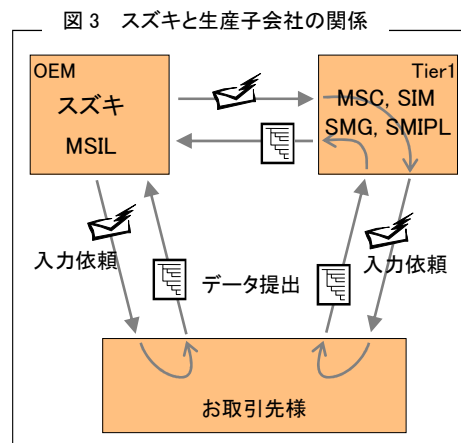
※MSIL: マルチ・スズキ・インドシア社

MSC: マジャールスズキ社

SIM: スズキ・インドモーター・モーター社

SMG: スズキ・モーター・グジャラート社

SMIPL: スズキ・モーターサイクル・インドシア社



2. IMDS の入力方法

本項は、弊社向けの IMDS データを作成する際の、入力ルールをまとめたものです。本項に記載のない事項については、IMDS ユーザーマニュアルや IMDS レコメンデーションに必ず従ってください。

[IMDS ユーザーマニュアルの参照方法]

IMDS ログイン画面 → ヘルプ・オンラインユーザーマニュアル

[IMDS レコメンデーションの参照方法]

IMDS ログイン画面 → システムログイン → IMDS メニュー「ヘルプ」 → レコメンデーション

2.1 データ入力において、お取引先様に厳守いただきたいこと

(1) **必ず最新の SES N 2402(環境負荷物質使用規制)の内容を確認してください。**

弊社へ納入いただく製品については、SES N 2402 を順守いただく必要があります。使用禁止物質やその用途、規制の開始日、閾値について、必ず最新の SES N 2402 の内容を確認してください。

(2) **要申告物質を、確実に申告してください。**

※要申告物質：GADSL にて要申告または禁止に該当する物質、SVHC、アプリケーション ID を必要とする物質。以下から最新情報を参照してください。

GADSL：<http://www.gadsl.org>、SVHC：ECHA のホームページ(<http://echa.europa.eu/>)

要申告物質は、IMDS データ内で必ず申告してください。要申告物質をワイルドカード(Misc., not to declare など)に置き換えてはいけません。

また、一度提出したデータの中でワイルドカードに置き換えて報告した物質が、要申告物質に変更となった場合、かつ、その変更時期がその部品の量産中である場合は、速やかに該当物質を開示したデータへと更新し、弊社へ再提出してください。

(3) **最終製品の状態でデータを入力してください。**

有機溶剤や原材料、その他プロセスケミカルについては、最終製品として残存する物質のみを入力してください。塗装やシーラーは、硬化した状態の組成で入力してください。

構成物質の組成比については、必ず材料の購入元から情報を収集してください。

(4) **材料データは、均質材料ごとに作成してください。**

IMDS では、全ての均質材料を別々の材料データとして登録することが規定されています。「均質」とは、機械的に二つ以上の異なる材料へ分離できない一貫した材料組成のことで、めっきなどの表面処理の各層は「均質材料」として定義されます。たとえば、「亜鉛めっき+クロメート」や「下塗り塗装+中塗り塗装+上塗り塗装」が施されている場合、各層を別々の材料データで登録しなければなりません。詳細は、レコメンデーション 001 の Annex I 1.1 などの記載内容を、必ずご参照ください。

(5) **図面指示があり最終製品に残る材料は、申告してください。**

一時的に塗布される防錆油など、実際に車両で使用される製品に残らない材料は、入力不要です。また、接着面に一時的に貼られる離型紙や、埃よけのカバーなど、車両へ組み付かないものについても同様に入力不要です。入力要否が不明な場合は、提出前に IMDS 総合窓口へご連絡ください。

2.2 各データの作成方法

全ての項目は、半角英数字を使用して「英語」で入力してください。

入力項目ごとに「必須」「任意」「不要」に区分けしてありますので、それぞれの入力方法を参照してください。
「必須」の項目に関しては、表に準じた内容を必ず入力してください。

2.2.1 材料データの作成方法

材料データは、表 2 に従って作成してください。

表 2 材料データの入力項目

入力項目	入力要否	入力方法
名称	必須	IMDS レコメンデーション 001 に従い、公的材料規格に記載された記号、グレード、コードなどを名称としてください。 例: SPCC AC4C MFZn5-C Ep-Fe/Zn PA-GF30 等
商品名	任意	材料の商品名を入力してください。
社内材料コード	任意	お取引先様の社内で管理している材料識別番号・記号を入力してください。
標準材料コード	任意	金属材料において、公的規格 EN10027 で定義されている金属番号もしくはその他の公的規格に記載された記号、グレード、コードなどを入力してください。
材料記号	必須 (条件つき)	[材料分類 5.1.a~5.3 の材料] 材料としてデータを提出する場合は、必ず入力してください。 部品としてコンポーネントデータを提出する場合は、質量が 5g を超える構成材については、必ず入力してください。 [材料分類 5.4.*~5.5.*、その他の材料] 任意で入力してください。 公的規格 ISO1043, ISO1629, ISO11469, ISO18064, ASTM D1600, もしくはスズキの技術規格 SES N 3220 に基づいた材料記号を入力してください。 例: PA-GF30 EPDM (> < の記号は、入力しないでください。)
材料分類	必須	VDA 材料分類を参照し、検索メニューから選択してください。
公的材料規格	任意	JIS や ASTM などの規格材料を使用する場合は、名称、材料コードを規定する規格を入力してください。
OEM 材料規格	任意	弊社の技術規格(SES)を参考に、該当する規格番号を入力してください。
材料メーカー	任意	材料を提供しているメーカー名を入力してください。 (商社名での入力は不可とします。)
備考	任意	お取引先様が必要に応じて使用してください。
量産準備初期段階の「事前申告」データシート	不要	チェックを入れないでください。
質量	必須	(コンポーネントの下に追加する場合) 測定重量、設計重量のいずれかを入力してください。
含有率	必須	(セミコンポーネントの下に追加する場合) 範囲値、固定値、残部から選択して入力してください。 範囲値は IMDS レコメンデーション 001 に従ってください。
リサイクル情報	必須 (IMDS 上で入力が要求される場合)	材料として、材料データを弊社へ提出する場合において、リサイクル情報の問いが要求される場合は、必ず「はい」か「いいえ」のどちらかを選択してください。 リサイクル材使用の場合は、工程内リサイクル材※、市場回収リサイクル材の使用率を入力してください。 ※発生した工程と同一の工程内へ再利用される不良品や端材などの材料は、除外される。

2.2.2 化学物質データの作成方法

化学物質データは、表 3 に従って作成してください。

表 3 化学物質データの入力項目

入力項目	入力要否	入力方法
機密扱い	任意	『材料の主成分』+『要申告物質』は、機密扱いにせず、必ず開示してください。
含有率	必須	範囲値・固定値・残部から選択して入力してください。 範囲値は IMDS レコメンデーション 001 に従ってください。

2.2.3 コンポーネントデータおよびセミコンポーネントデータの作成方法

コンポーネントデータは表 4 と表 5、セミコンポーネントデータは表 6 に従って作成してください。

表 4 コンポーネントデータの入力項目

入力項目	入力要否	入力方法
部品名称	必須	弊社、もしくはお取引先様の部品名称を入力してください。
部品番号	必須	弊社、もしくはお取引先様の部品番号を入力してください。 空欄やハイフンではなく、部品が特定できる情報を入力してください。
部品質量	必須	測定重量、設計重量のいずれかを入力してください。
量産準備初期段階の「事前申告」データシート	不要	チェックを入れないでください。
数量	必須	(コンポーネントの下に追加する場合)使用個数を入力してください。

表 5 材料データをコンポーネントデータの中に組み込む時に表示される項目

入力項目	入力要否	入力方法
樹脂・ゴム製部品への材質表示	必須 (IMDS 上で入力が要求される場合)	[部品に材質表示をしている] 質量によらず「はい(依頼元 OEM の規定通りに材質表示が行われている)」を選択してください。
		[図面指示があるが材質表示をしていない] 「いいえ(要求されているにも関わらず材質表示が行われていない)」を選択してください。
		[図面指示がなく、部品が小さい、または意匠上の理由で材質表示をしていない] 「該当しない(質量、形状の制限、表面処理の仕様により部品に材質表示を行う必要がない)」を選択してください。
アプリケーション ID	必須 (IMDS 上で入力が要求される場合)	欧州 ELV 指令の規制4物質(鉛、六価クロム、水銀、カドミウム)および REACH Annex XVII で規制されるニッケル、PAHs を含む場合は、該当の化学物質の用途(アプリケーション ID)として適切なものを選択してください。
リサイクル情報	必須 (条件つき)	材料分類 5 番台の材料は、質量が 5g を超える場合に必ず「はい」か「いいえ」のどちらかを選択してください。 6 番台、7.3、9 番台を除くその他の材料分類でリサイクル情報の問いが要求される材料は、質量が 25g を超える場合に必ず「はい」か「いいえ」のどちらかを選択してください。 リサイクル材使用の場合は、工程内リサイクル材※、市場回収リサイクル材の使用率を入力してください。 ※発生した工程と同一の工程内へ再利用される不良品や端材などの材料は、除外される。

表 6 セミコンポーネントデータの入力項目

入力項目	入力要否	入力方法
部品名称	必須	部品の場合は、部品名称を入力してください。 材料の場合は、材料名称を入力してください。
材料コード	必須	部品の場合は、部品番号を入力してください。 材料の場合は、材料コードを入力してください。
量産準備初期段階 の「事前申告」 データシート	不要	チェックを入れないでください。
質量	必須※	(コンポーネントの下に追加する場合のみ※) 測定重量、設計重量のいずれかを入力してください。
リサイクル 情報	必須 (IMDS 上で 入力が必要 される場合)	材料や粗材として、セミコンポーネントデータを弊社へ提出する場合に おいて、材料データにリサイクル情報の問いが要求される場合は、必ず 「はい」か「いいえ」のどちらかを選択してください。 リサイクル材使用の場合は、工程内リサイクル材※、市場回収リサイク ル材の使用率を入力してください。 ※発生した工程と同一の工程内へ再利用される不良品や端材などの 材料は、除外される。

2.2.4 送信先情報の入力

データの送信先の企業名と企業IDは下記のとおりです。組織 ID には送信しないでください。

表 7 IMDS データの提出先企業 ID

Company Name 会社名	IMDS	
	Company ID 企業 ID	Organization ID 組織 ID
Suzuki Motor Corporation スズキ株式会社(SMC)	22160	
Magyar Suzuki Corporation マジャールスズキ社(MSC)	33325	217218※
Maruti Suzuki India Limited マルチ・スズキ・インディア社(MSIL)	63415	
P. T. Suzuki Indomobil Motor スズキ・インドモービル・モーター社(SIM)	131092	
Suzuki Motor Gujarat Private Limited スズキ・モーター・グジャラート社(SMG)	168974	
Suzuki Motorcycle India Private Ltd. スズキ・モーターサイクル・インディア社(SMIPL)	170795	

※欧州域内で販売する用品について、MSC から IMDS データの提出依頼があった場合は、MSC の用品部門の組織 ID : 217218 へ IMDS データを提出してください。

部品のデータを提出する場合は表8に従って入力してください。必須項目である部品番号、部品名称、サプライヤーコードについては、間違えないように注意してください。

表8 送信先情報(コンポーネントデータを提出する場合)

入力項目	入力要否	入力方法
サプライヤーコード	必須	データ提出依頼の電子メールに記載された取引先コードを入力してください。尚、スズキとMSC,MSIL,SIM,SMG,SMIPLでは付与している取引先コードが異なりますので、依頼元から指定されるサプライヤーコードを入力してください。
名称	必須	弊社が依頼した品名を入力してください。
部品番号	必須	弊社が依頼した品番を入力してください。
旧式スペアパーツ	任意	量産部品にはチェックを入れないでください。
転送許可	必須	必ずチェックを入れてください(=転送許可「はい」)。
図面番号	不要	
図面作成日	任意	
設計変更番号	必須	提出するデータに該当する設変番号を入力してください。新規図面で、設変番号が無い場合は空欄としてください。
レポートNo.	不要	
レポート日	不要	
発注番号	不要	
納品番号	不要	
拒否の理由	不要	

セミコンポーネントおよび材料データを提出する場合は表9に従って入力してください。

表9 送信先情報(セミコンポーネントおよび材料データを提出する場合)

入力項目	入力要否	入力方法
名称	必須	[材料データを提出する場合] 依頼された材料名称を入力してください。
		[部品データを提出する場合] 依頼された部品名称を入力してください。
材料コード (セミコンポーネントデータ)	必須	[材料データを提出する場合] 依頼された材料コードを入力してください。 例:JSC270CC t1.0 PP-SN1 等
社内材料コード (材料データ)		[部品データを提出する場合] 依頼された部品番号を入力してください。

※上記以外の入力方法は、表8と同じです。

3. 拒否理由メッセージについて

提出された IMDS データが、「2. IMDS の入力方法」に則っていない場合、受け取りを拒否させていただきます。拒否理由メッセージは、IMDS データの送信先情報画面の「拒否理由」欄、および別途配信する電子メールの「訂正/修正理由」欄に記載されます。

拒否されたデータについては、表 10、表 11 に記載の拒否理由メッセージ詳細を確認の上、データを訂正し、再提出してください。

表 10 送信先情報の拒否理由欄に入力される拒否理由メッセージの書式

TOTAL = nn エラー理由 1*n, エラー理由 2*n, エラー理由 3*n, エラー理由 4*n, エラー理由 5*n, ...	
エラー箇所の 合計数	エラー理由はエラーコード*n で、エラー箇所毎に表示される（エラーコード詳細は、表 11 参照） ※同一内容のエラー理由は、該当件数(n 件)を”*n”として表示される（1 件の場合は、表示無し）

[例 拒否理由メッセージ]

TOTAL=5 Material-1 [11111]:PM7*3, Material-2 [22222]:PM5, 117-81-7 [33333]:PS2

[上記の例 拒否理由メッセージの説明]

合計 5 件のエラーが存在します。

名称”Material-1”、ノード ID”11111”の材料データにおいて、PM7 エラーが 3 件存在します。

名称”Material-2”、ノード ID”22222”の材料データにおいて、PM5 エラーが 1 件存在します。

CAS No.117-81-7 物質を含有するノード ID”33333”の材料データにおいて、PS2 エラーが 1 件存在します。

※[ノード ID]は、IMDS 上の検索機能で検索が可能です。同一の材料においては、ノード ID も同一である場合があります。その際は、複数回検索を行い、エラー箇所の特定に活用してください。

表 11 エラーコード詳細

エラーコード	エラー内容説明	対応方法
PP1	スズキ担当者の判断で拒否しました。拒否理由は、別途配信する電子メール、又は添付ファイルの「訂正/修正理由」欄を確認ください。	拒否理由にしたがって、データを修正してください。
PN1	「送信先情報」における「部品番号」欄に入力した部品番号が不正です。またはスズキが依頼していない部品番号が入力されています。	依頼されている部品番号を正しく入力してください。
PN2	送信先情報における「名称」欄に、部品名称が未入力です。	部品の名称を入力してください。
PN3	送信先情報における「サプライヤーコード」欄にサプライヤーコードが未入力か入力されたコードが不正です。 スズキへの企業情報登録時にお知らせいただいた IMDS 企業 ID と異なる ID の送信元からデータが提出されています。 スズキ内作部品である場合は、サプライヤー情報における「コンタクトパーソン欄」で選択した部門コードが間違っています。	スズキが指定するサプライヤーコードを入力してください。 内作部品については、自部門の名称が記載されたコンタクトパーソンを選択してください。
PN4	量産準備初期段階の「事前申告」データの設問で「はい」が選択されています。	設問のチェックを外してください。
PN5	送信先情報における転送許可の設問で「いいえ」が選択されています。	設問のチェックを入れてください。

表 11 エラーコード詳細（続き）

エラーコード	エラー内容説明	対応方法
PC1	コンポーネントデータの部品番号が未入力か不正です。 スズキ社内で社内送信されたデータにおいては、依頼されていない部門がデータを社内送信すると本エラーが発生します。	依頼された部品番号を入力してください。
PM1	材料分類 5.1.a~5.3 の材料データにおいて、材料記号が未入力です。 [提出したデータの形態] ①材料データまたはセミコンポーネントデータ ②コンポーネントデータ	①材料記号を全て入力してください。 ②該当の材料の質量が 5g を超えるものについて材料記号を入力してください。
PM2	誤ったアプリケーションIDが選択されています。	正しいアプリケーション ID を選択してください。
PM3	材料中の化学物質が、Misc.などのワイルドカードのみで 100%となっています。	ワイルドカードとして登録する物質の含有率を、10%以下としてください。
PM4	支給部品*1、支給材料*2に含まれる化学物質が機密扱い (Confidential Substances) になっています。 IMDS では、化学物質が機密扱い (Confidential Substances) になっているデータを転送できません。 *1 スズキからお取引先様に支給している部品 *2 スズキからお取引先様に支給している材料	物質を開示してください。
PM5	材料中のワイルドカードおよび機密扱い物質 (Confidential Substances) の含有率合計が 10%を超えています。	ワイルドカード及び機密扱い物質として登録する物質の含有率を、10%以下としてください。
PM6	材料情報の「公的材料規格」欄で入力した規格の数が、スズキで設定している上限の 100 件を超えています。	規格数の入力は 100 件以内としてください。
PM7	材料データ内の「リサイクル情報」欄について、「材料にリサイクル材が含まれますか？」の設問が「未回答」となっています。 [提出したデータの形態] ①材料データまたはセミコンポーネントデータ ②コンポーネントデータ	①「はい」か「いいえ」のどちらかを必ず選択してください。 ②材料分類 5 番台の材料で質量が 5g を超えるもの及び 6 番台、7.3、9 番台を除くその他の材料分類の材料で質量が 25g を超えるものに対しては、必ず「はい」か「いいえ」のどちらかを選択してください。
PS1	アプリケーションIDの入力が必要な物質について、未入力または正しく入力されていないため、使用禁止物質が登録されていると判断しました。または、選択されたアプリケーションIDについて、その用途は既に規制対象となっています。 規制開始日については、SES N 2402 を参照してください。	該当物質は、使用が禁止されています。 使用部位や含有率を確認し、物質情報や ID を修正してください。
PS2	PS1 の対象以外で、SES N 2402 で使用を禁止した物質が登録されています。	該当物質は、使用が禁止されています。 使用部位や含有率を確認し、物質情報を修正してください。
PR4	セミコンポーネント構成が 6 レベル連続は許可していません。	セミコンポーネント構成は 5 レベル以下にしてください。
MM1	材料データの材料名称は、スズキ必須入力項目ですが、未入力です。	材料名称を入力してください。
MM2	材料データの送信の際、Z 以外で始まる取引先コードが使用されています。スズキでは、Z で始まるコードのお取引先様からしか材料データを受け取りません。 セミコンポーネントのデータを登録されている場合、品番に誤りがあります。	取引先コードまたは、品番欄の入力内容を修正してください。

4. IMDS に関するお問合せ窓口

(1) IMDS 業務全般や化学物質、支給部品/材料に関する連絡先
以下の担当者へ電子メール、または電話にてお問合せください。

表 12 スズキ株式会社

プロジェクトグループ名	氏名 電子メール	電話
IMDS 総合窓口 (IMDS 業務全般)	田箆 晃 SIDISwindow@hhq.suzuki.co.jp	090-6593-7330
グリーン調達推進係 (支給部品/材料について)	堀越 道也 greenproc@hhq.suzuki.co.jp	053-440-2637

(2) 関連会社の連絡先

表 13 関連会社

会社名	部署	氏名 電子メール	電話
マジャールスズキ社 (MSC)	QA Department	Daniel Szendro dszendro@suzuki.hu	+36-33-541-760
	Purchasing Department	Zita Zimmerer zzimmerer@suzuki.hu	+36-33-541-125
マルチ・スズキ・ インディア社 (MSIL)	QA-Material Analysis (QA-MA4)	MSIL IMDS Window ImdsWindow@maruti.co.in	+91-1244394280
	QA-Material Analysis (QA-MA4)	Priyankar Khaund priyankar.khaund@maruti.co.in	+91-7406871871
スズキ・インドモービ ル・モーター社 (SIM)	Product Quality Assurance	IMDS System imdssim@suzuki.co.id	+62-21-880-1235
	Product Quality Assurance	Aris Agung Wibowo aris.wibowo@suzuki.co.id	+62-21-880-1235
スズキ・モーター・ グジャラート社 (SMG)	QA-SMG	Sachin Kumar Sachin.Kumar12@smgsuzuki.co.in	+91-9717655445
	PUR-SMG	Suraj Upadhyay SurajSantosh.Upadhyay@smgsuzuki.co.in	+91-8153850224
スズキ・モーターサイ クル・インディア社 (SMIPL)	SOC COMPLIANCE	Daleep Kumar kumar.daleep@suzukimotorcycle.in	+91-8375080942
	SOC COMPLIANCE	Krishna Kamal Gupta gupta.krishna@suzukimotorcycle.in	+91-9074407600

	IMDS 運用マニュアル	第5.2版 2024.8
---	--------------	-----------------

5. 本マニュアルの改訂について

IMDS システム自体の変更およびスズキ内での運用結果により、内容を改訂する場合があります。改訂に際しては、お取引先様へその都度ご案内します。

改訂履歴

版	日 付	担 当	内 容
1.0	2003.12.18	加藤 弘	新規
1.01	2004. 6. 1	加藤 弘	材料、化学物物質、企業データ入力の説明文修正、追記 支給部品、支給材料の説明文修正、追記 IMDS 企業登録の説明文修正、追記 拒否理由エラーコードの追加
2.0	2005. 9. 1	大峽 達夫	IMDS Release3.0 対応に伴う入力方法の変更やスズキ社内の運用方法の補足事項などを追記。また、下記マニュアルの内容を本マニュアルに統合。 第 2 ステップの IMDS 運用 第 1.0 版 IMDS ご利用の前に 第 1.01 版 IMDS 運用ガイドライン 第 1.01 版 IMDS データシート拒否理由メッセージ 第 1.03 版 IMDS Q&A集 第 1.01 版
2.1	2005.11.25	大峽 達夫	不純物の定義の説明文削除 IMDS 内アプリケーション ID 変更に伴い、別表 2 の差替え
2.2	2006.10.10	大峽 達夫	IMDS Release4.0 対応に伴う入力方法の変更やスズキ社内の運用方法の変更および Q&A を追記
2.3	2008. 4.14	山口 哲也	IMDS の運用を開始したマルチ・スズキ・インディア社とスズキ・パワートレイン・インディア社に関する事項を追記 現行の IMDS 運用に合致した内容に一部修正、および追記
2.4	2009.10. 1	山口 哲也	IMDS サービスセンターの連絡先を一部変更・削除 巻末「アプリケーション ID 選択肢 英語－日本語対照表」を削除 IMDS 公式ホームページ内、「アプリケーション ID 選択肢 英語－日本語対照表」掲載ページの URL を追記 マルチ・スズキ・インディア社の IMDS 担当者を変更
2.5	2010. 7.28	山口 哲也	HP 社と EDS 社の完全統合に伴い、社名表記部位を変更 IMDS サービスセンターの連絡先を一部変更 マジャールスズキ社とスズキ・パワートレイン・インディア社の IMDS 担当者を変更 現行の IMDS 運用に合致した内容に一部修正、および追記
2.6	2010.12. 1	山口 哲也	「1.2 調査対象機種」を一部修正、および追記 「表1 IMDS レコメンデーションのタイトル」中、有効となったレコメンデーション 001a を追記 「表1 IMDS レコメンデーションのタイトル」中、無効となったレコメンデーションのナンバー、およびタイトルを削除 2011 年 1 月 1 日より適用が開始されるスズキ社内規定に準じ、重量を表す用語を変更 「表 6 材料シートをコンポーネントの下に貼り付けた時に表示される項目」中、アプリケーション ID 記載先を変更 マジャールスズキ社の IMDS 担当者を変更

版	日 付	担 当	内 容
2.7	2011. 8. 1	山口 哲也	「表 1 IMDS レコメンデーションのタイトル」中、無効となった IMDS 022 を削除 「2.3.2 化学物質の入力」に追記 IMDS サービスセンターの電話番号を一部変更 スズキ(株)の IMDS 総合窓口、および化学物質問い合わせ窓口の部署名と電話番号を変更
2.8	2012. 6. 11	山口 哲也	生産子会社として、スズキ・モーター・タイランド社(SMT)を追加 「表 1 IMDS レコメンデーションのタイトル」中、無効となった IMDS003、IMDS010、IMDS013 を削除 「2.3.2 化学物質の入力」、「3.2 入力対象部品」、「表 12 電子メールの依頼項目」の一部改訂・追記 弊社グリーン調達推進係の担当者を変更 マジヤールスズキ社 IMDS 担当者の電話番号を訂正 マルチ・スズキ・インドシア社の IMDS 担当者を変更
2.9	2013. 2.15	山口 哲也	生産子会社として、スズキ・インドモビル・モーター社(SIM)を追加 スズキ・モーター・タイランド社の IMDS 担当者を変更
3.0	2013.12.18	山口 哲也	「1.3 調査の基本日程」を一部修正、および追記 マルチ・スズキ・インドシア社との吸収合併に伴い、スズキ・パワートレイン・インドシア社に関する事項を削除 「IMDS 公式ホームページ」の呼称変更に伴い、新名称「IMDS インフォメーションページ」へ変更 IMDS リリース 8.0 での操作画面変更に伴い、ページ参照手順を変更 IMDS 上のユーザー承認プロファイル名「クライアントマネージャ」の呼称変更に伴い、新名称「カンパニアドミニストレーター」へ変更 IMDS サービスセンターの電話番号を一部変更 マルチ・スズキ・インドシア社とスズキ・モーター・タイランド社の IMDS 担当者を変更
3.1	2014.10. 7	山口 哲也	「表 3 材料」を一部改訂 「表 15 エラーコード詳細」を一部改訂、および追記 IMDS ヨーロッパサービスセンターの E メールアドレスを変更 スズキ・モーター・タイランド社の IMDS 担当者を変更
3.2	2015. 5. 1	山口 哲也	「表 2 データ構成」、「表 3 材料」、「表 10 関連規格」を一部改訂、および追記 マルチ・スズキ・インドシア社の IMDS 担当者を変更

版	日 付	担 当	内 容
3.3	2015.12. 1	山口 哲也	「デベロップメントサンプルレポート」の名称を「量産準備初期段階の「事前申告」データシート」へ変更 「企業データ」ウィンドウの名称を「送信先情報」へ変更 IMDS サービスセンターの E メールアドレスを変更 IMDS サービスセンター・アメリカの電話番号を変更 マジャールスズキ社とスズキ・モーター・タイランド社の IMDS 担当者を変更
3.4	2016. 8. 1	山口 哲也	生産子会社として、スズキ・モーター・グジャラート社(SMG)を追加 「2.3.4 送信先情報の入力」において、マルチ・スズキ・インディア社 (MSIL) にIMDS データを送信する場合の送信先企業IDを変更 「2.3.4 送信先情報の入力」において、スズキ・モーター・グジャラート社の情報を追加 「6. IMDS に関するお問合せ窓口」に、スズキ・モーター・グジャラート社の IMDS 担当者情報を追加 マルチ・スズキ・インディア社の IMDS 担当者情報を変更
3.5	2017. 8. 1	山口 哲也	「1.2 調査対象機種」の b 項に船外機を追記 IMDS の運営会社名称をヒューレット・パッカード社(HP 社)から DXC テクノロジー社(DXC 社)へ変更 「表 7 セミコンポーネント」、「表 8 送信先情報」を一部改訂 生産子会社スズキ・モーター・グジャラート社(SMG)に関して 3.4 版で記載漏れがあった箇所に名称追記 MSIL 宛 IMDS データの提出先変更に伴い、「3.1 生産子会社の扱い」の記載内容を変更 「3.4.3 督促の実施」にデータ承認に関する説明を追記 「表 15 エラーコード詳細」の PN3 エラー内容説明を追記 「5.1 Q&A集」の(3)運用の No.15 に説明を追記
3.6	2017.12. 1	山口 哲也	生産子会社として、スズキ・モーターサイクル・インディア社 (SMIPL)を追加 「表1 IMDS レコメンデーションのタイトル」から、2017 年 11 月 10 日付けで無効となった IMDS 009、014、015、017、020 を削除 「6. IMDS に関するお問合せ窓口」の「6.4 マルチ・スズキ・インディア社」の IMDS 担当者情報を変更 「6. IMDS に関するお問合せ窓口」に、スズキ・モーターサイクル・インディア社の IMDS 担当者情報を追加
3.7	2018. 6.13	山口 哲也	生産子会社として、スズキ・ドイツ社(SDE)を追加 スズキ株式会社 IMDS 総合窓口のメールアドレスを変更 スズキ・モーター・グジャラート社のお問合せ窓口担当者情報を変更 1.2 項の項目名「調査対象機種」を「調査対象」へ変更。これに伴い、文言を追記
3.8	2018. 9. 20	山口 哲也	マルチ・スズキ・インディア社、およびスズキ・モーター・タイランド社のお問合せ窓口担当者情報を変更

版	日付	担当	内 容
3.9	2018.11.1	山口 哲也	スズキ・インドモーター・モーター社、およびスズキ・モーターサイクル・インド社のお問合せ窓口担当者情報を変更
4.0	2019.2.1	山口 哲也	「表 15 エラーコード詳細」に、新設されたエラーコード PN4、PN5、PM6、PM7、MC1 に関する説明を追加 PN3、PC1、PM1、PM2、PM3、PM4、PM5、PS1、PS2、PR4、PP1 に関する説明を一部修正・追記 「5.1 Q&A集」の(1)データ入力の項に No.25、26 を追加 「6.IMDS に関するお問合せ窓口」の「6.4 マルチ・スズキ・インド社」に担当者情報を追記
4.1	2019.9.1	山口 哲也	スズキ・ドイツ社(SDE)に関する記述を削除 「1.3 調査の基本日程」の b 項で一部文言を削除 表 3 中、「材料分類」で一部文言を修正 表 8 中、「入力方法」で一部文言を削除 表 15 中、エラーコード PP1 のエラー内容説明で一部文言を修正 「5.1 Q&A 集」の(1)データ入力 No.10 で一部文言を削除 「5.1 Q&A 集」の(4)スズキへの企業情報登録 No.3 で一部文言を削除 6.IMDS に関するお問合せ窓口中、「6.4 マルチ・スズキ・インド社」 6.4.2 スズキ(株)からの依頼に関するお問い合わせの担当者情報を一部削除 巻末の「別表 IMDS 材料分類」を削除
4.2	2020.4.1	中西 徹	「1.1 IMDS 運用の目的」の b 項において文言を一部修正 「1.3 調査の基本日程」の a 項において文言を一部修正 注:において、文言を一部修正 「3.1 生産子会社の扱い」の説明において一部文言を修正 「3.4.3 督促の実施」において、期日間近に関する文言を追記 「5.2.4 参考資料」の文言を一部修正 「6.2 スズキ株式会社」の問い合わせ窓口において、IMDS 業務全般の代表者を変更、化学物質問い合わせ窓口情報を削除 「6.6 スズキ・インドモーター・モーター社」の担当者情報を変更
4.3	2020.7.1	中西 徹	拒否理由欄に入力される拒否理由メッセージの書式を一部変更。変更に合わせて、「表 14 送信先情報の拒否理由欄に入力される拒否理由メッセージの書式」の内容を修正すると共に、書式の説明文を追加(15 ページ)。
5.0	2021.3.1	田竈 晃 中西 徹	現行 IMDS の設定内容を反映。 スズキにおけるデータ入力においてお取引先様に厳守いただきたいことを追記するなど、記載内容を明解にした。
5.1	2022.1.26	中西 徹	・1.1 依頼対象に、補給専用部品は対象外であることを追記。 ・リサイクル情報の入力条件、材料記号の入力条件を見直し、更新内容に合わせて記載内容を修正。 修正箇所: 表 2 の材料記号の記載内容。表 5、表 6 のリサイクル情報の記載内容。表 11 の PM1 および PM7 の記載内容。 ・表 13 スズキ・モーター・グジャラート社の担当者情報を変更

5.2	2024.08.01	中西 徹	・表 5、表 11 リサイクル情報への回答要求について、現在の運用に沿った内容に修正 ・表 12 IMDS 総合窓口の電話番号を変更 ・表 13 海外窓口(MSC、MSIL、SMIPL、SMG 社)の担当者情報を更新。SMT の担当者情報を削除。 ・その他、誤記修正、文言の明確化。
-----	------------	------	---